

第85回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成30年7月19日（木）10:00～12:35

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、西郷 浩

【専 門 委 員（農林業センサス関連）】

鈴村 源太郎（東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科 教授）

納口 るり子（筑波大学生命環境系 教授）

【審議協力者（農林業センサス関連）】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課 課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 概 要

- 前回（第83回）部会において整理・報告等が求められた事項に対する調査実施者の説明を踏まえ、客体候補名簿の見直しから農業経営におけるデータの活用までの審議を終えた後、審査メモに沿って「農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除」から前回答申における今後の課題への対応状況について一通りの審議を行った。
- その結果、調査実施者において整理の上で委員等に後日確認することとされた調査事項の定義・選択肢の並び順等の一部事項を除き、変更計画はおおむね適当と整理された。また、答申案については、今後の課題に関する部会長の提案を含め、これまでの部会審議で示された取りまとめの方向性に沿って、早急に案文を作成し、書面決議により、決定することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会で再確認・整理が必要とされた事項に係る再審議

ア 農産物・林産物の販売金額（売上高）階級区分に係る選択肢の統合・細分化

- ・ 農産物・林産物の販売金額（売上高）が1億円以上の場合における実額記入欄については、報告者の記入に当たって紛れが生じないよう、「億」と「千万」の間隔を空けるなどの工夫した方がよいのではないかと。
→ 報告者が記入しやすく、誤記入が生じないように工夫したい。
- ・ 販売金額（売上高）の推計・分析に資する観点から、実額記入を求める階層を「5,000万円以上」とすることも考えられるのではないかと。
→ 法人経営体は記入可能と思うが、個人経営体の理解を得ることは困難ではないかと。

イ 農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加

- ・ データの活用にあたっては、財務のみ、気象状況のみなど断片的な情報の活用にとどまるケースも多々あると考えられる中、利活用の観点からみて有意なデータが得られたか検証し、次回調査に向けてデータの種類の活用方法の把握などを検討してほしい。
- ・ 現在の「データ」の定義では、専用アプリやソフトを用いて、取得、活用・分析している場合のみ該当するような定義となっているが、紙媒体の情報の活用・分析も含むのであれば、報告者に紛れが生じないように改善すべきではないかと。
→ 更なる改善の余地について、検討したい。

(2) 報告を求める事項の変更

ア 農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除（農林業経営体調査票）

- ・ 最近では、子会社を設立して農業に参入するよりも、自社内に新たな部門を設けて農業事業を展開しているケースが増加していることから、「出資」という調査事項では実態を正確に捉えることができなくなっている現状を踏まえれば、削除は適切と考える。

イ 環境への負担を軽減した農作物の栽培状況を把握する調査事項の削除（農林業経営体調査票）

- ・ 化学肥料や農薬の品質向上により使用量も従前の半分以下で足りるなど、状況が大きく変化しており、引く続き把握する意義・必要性は乏しいものとする。

ウ 環境変化を踏まえた農業生産関連事業に関するよりの確な把握（農林業経営体調査票）

- ・ 農業生産関連事業の事業内容に係る選択肢のうち「小売業」については、報告者

に分かりやすいよう、例えば、「直売所」、「直売」（通販を含む。）など、更に定義を明確にする必要があるのではないか。

→ 改めて整理したい。

- ・ 事業内容に係る選択肢の並び順については、報告者が比較的取り組みやすいものから順に並べてはどうか。例えば、「小売業」、「農産物の加工」、「貸農園・体験農園など」、「観光農園」、「農家レストラン」、「農家民宿」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」とするなども考えられる。

→ 改めて整理・検討したい。

エ 農業集落の立地条件及び概況を把握する調査事項の削除（農山村地域調査票（農業集落用））

- ・ カーナビ情報等の経路検索技術を用いて農業集落から主要な生活関連施設までの所要時間を把握するとしているが、農山村地域における重要施設と考えられる農協を対象施設から除外することは、問題ではないか。住所情報があれば、ATMのみの施設と窓口機能を有する施設との判別は可能と考える。

→ 集計に係るコストや時間等も勘案しつつ、検討したい。

（３）報告を求めるために用いる方法等の変更

- ・ 回収率向上の観点から、コールセンターにおいて、電話での回答を受け付ける方法も考えられるのではないか。

→ コールセンターの機能充実の一環として、検討したい。

（４）集計事項の変更

- ・ 従前の「個別経営体」「組織経営体」による区分から「個人経営体」「団体経営体」に変更することに伴い、統計の継続性の観点から、これまでの「組織経営体」に係る結果表章との時系列比較も可能か。

→ 時系列比較可能な統計表を作成し、公表・提供する予定である。

（５）今後の課題

- ・ 農林水産省において施策の見直し・変更が加速度的に行われていると思うが、本統計に基づいた施策の立案・評価を適切に行ってほしい。
- ・ 客体候補名簿については、調査票と同様に集計・公表され、当該結果について活用されているという状況を踏まえ、その位置付けについて改めて整理・検討する必要があると考える。
- ・ 農業経営体調査票については、個人経営体と団体経営体を同一の調査票で調査することとしているため、調査票の内容が煩雑となり、報告者にとって分かりづらい面があると思われることから、調査票の分割について検討する必要があると考える。
- ・ 経済センサス-活動調査の対象となる団体経営体は、更に増加すると予想されるこ

とから、本調査と経済センサス-活動調査の役割分担について検討する必要があると考える。

6 今後の予定

今後、調査実施者において、更に整理・検討することとされた調査事項の定義・選択肢の並び順等について、委員等による修正案の確認と平行して、部会長を中心に答申（案）を作成・調整した上で、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づく書面決議を行い、8月28日（火）に開催予定の第125回統計委員会において、報告することとされた。

（以 上）